



平成 30 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 沖縄セルラー電話株式会社  
代表者名 代表取締役社長 湯浅 英雄  
(JASDAQ コード番号 9436)  
問合せ先 執行役員総務部長 田代 寛樹  
(TEL. 098-860-3608)

## 取締役および従業員に対する業績連動型株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 25 日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除きます。以下同じ。）および管理職以上の従業員（以下「従業員」といいます。）への新たなインセンティブプランとして、当社取締役を対象とする役員報酬 BIP 信託および当社従業員を対象とする株式付与 ESOP 信託（役員報酬 BIP 信託と株式付与 ESOP 信託をあわせて、以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、役員報酬 BIP 信託に関する議案を平成 30 年 6 月 14 日開催予定の第 27 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役の報酬と、当社の業績および株主価値との連動性をより明確化し、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることならびに従業員の当社業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的として、本制度を導入します。
- (2) 取締役に対しては、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。BIP 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位および業績目標達成度等に応じて取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付および給付（以下「交付等」といいます。）する、役員向けの株式報酬制度です。
- (3) 取締役に対する BIP 信託の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。

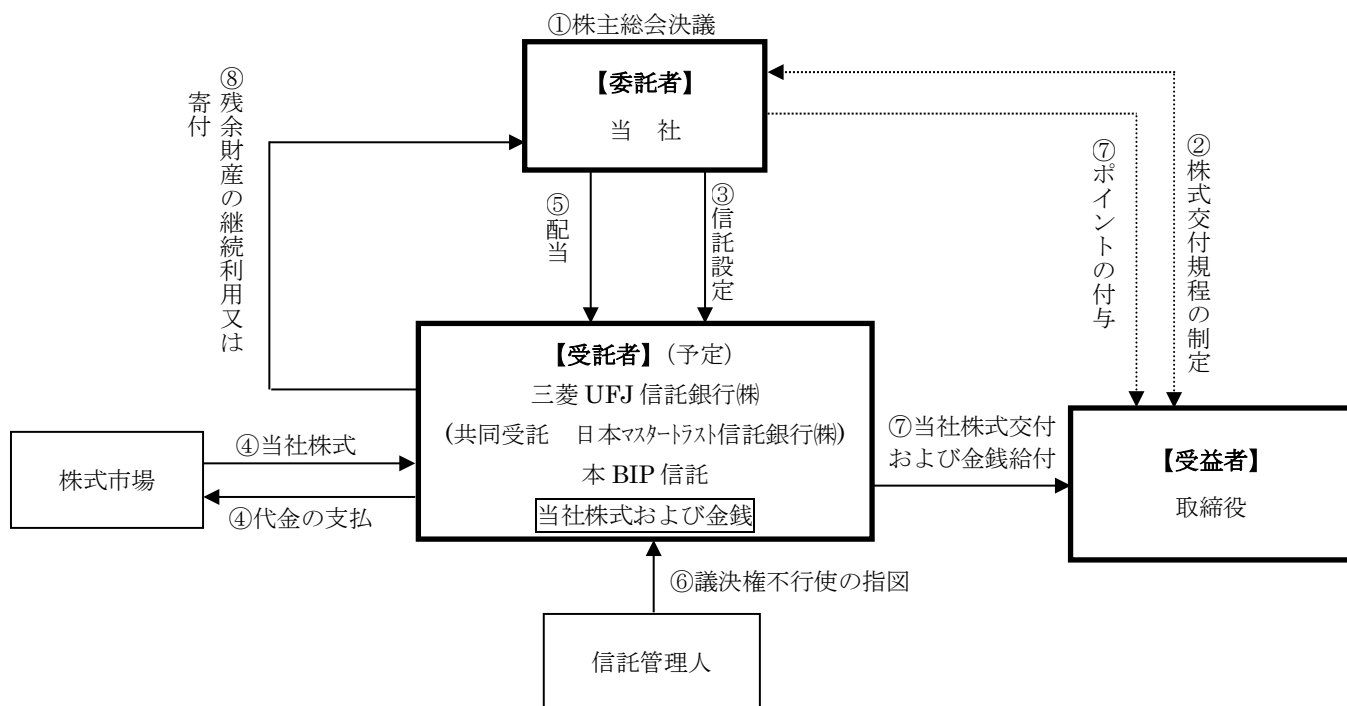
- (4) 従業員に対しては、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下「ESOP 信託」といいます。) と称される仕組みを採用します。ESOP 信託とは、米国の ESOP 制度を参考にした信託型インセンティブプランです。

## 2. 本制度の概要

BIP 信託については (別紙 1) を、ESOP 信託については (別紙 2) をご参照ください。

(別紙1)

BIP 信託の仕組み



- ① 当社は、BIP信託の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、BIP信託の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役に対する株式報酬の原資となる金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本BIP信託）を設定します。
- ④ 本BIP信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本BIP信託が取得する株式数は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本BIP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、退任時に、累積ポイント（下記(5)に定めます。）に応じた株式数の当社株式等について交付等が行われます（なお、下記(8)のとおり、信託契約の定めに従い、原則として、累積ポイントの60%に相当する当社株式（単元未満株数は切り捨て）の交付が行われ、残りの累積ポイントに相当する当社株式については本BIP信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。）。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本BIP信託を継続利用することができます。なお、本BIP信託を継続せず終了する場合は、残余株式を本BIP信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本BIP信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本BIP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本BIP信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が拠出した資金）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場

合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本 BIP 信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本 BIP 信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

#### (1) 本BIP信託の概要

本BIP信託は、2019年3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する3事業年度（以下「対象期間」といいます。）を対象として、毎事業年度の取締役の役位および業績目標の達成度等に応じて、役員報酬として退任時に当社株式を交付する株式報酬制度です。下記(4)イの信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 本BIP信託の導入に係る株主総会決議

当社は本株主総会において、本BIP信託に拠出する金額の上限および取締役に対して交付等が行われる株式等の総数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を運営します。

なお、下記(4)イによる本信託の継続を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本BIP信託の対象者（受益者要件）

取締役は、当該取締役の退任時に、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、本BIP信託から退任時の累積ポイント（下記(5)に定めます。）に相当する数の当社株式等の交付等を受けます。

①制度開始日以降の対象期間中に取締役であること（制度開始日以降に、新たに取締役になった者を含みます。）

②当社の取締役を退任していること（※1）

③懲戒解雇等により退任した者や、在任中に一定の非違行為があった者ではないこと

④その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※1）但し、下記(4)ウに記載する信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本BIP信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われることとなります。

#### (4) 信託期間

##### ア 当初の信託期間

2018年8月1日（予定）から2021年9月末日（予定）までの約3年間とします。

##### イ 本BIP信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本BIP信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本BIP信託の信託期間を延長し、当社は本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、延長された期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。以下「残存株式」といいます。）および金銭（以下残存株式と併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、

残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とし、残存株式と本BIP信託が追加取得する株式数の合計は取得株式数の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本BIP信託を再継続することがあります。

ウ 本BIP信託終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

信託期間の満了時に信託契約の変更および追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役が付与されるポイントの決定は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本BIP信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役が付与される当社株式等の数

信託期間中、役員および毎事業年度（初回は2019年3月末日で終了する事業年度）における業績目標の達成度等に応じて、当該事業年度終了後の所定の時期に、下記の算定式により算出されるポイントが付与されます。取締役の退任時に、付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」といいます。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイント調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

（ポイント算定式）

ポイント＝（役員別に定める株式報酬額÷本BIP信託による当社株式の平均取得単価）  
× 業績連動係数（※2）

（※2）業績連動係数は、毎事業年度の営業収益、営業利益、当期純利益等に応じて変動します。

(6) 本BIP信託に拠出される信託金の上限および本BIP信託が取得する当社株式の株式数の上限

信託期間内に当社が本 BIP 信託に拠出する信託金の上限額および取締役に交付等が行われる当社株式等の総数の上限は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下のとおりとします。

当社が本 BIP 信託に拠出する信託金の合計上限額 80 百万円<sup>(※3)</sup>

（※3）信託金の上限額は、現在の取締役の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

1 事業年度あたりに取締役に付与されるポイントの総数の上限数 7,500 ポイント<sup>(※4)(※5)</sup>

（※4）上記の信託金の上限額を踏まえて、過去の株価等を参考に設定されています。

（※5）信託期間において、本 BIP 信託が取得する株式数（以下「取得株式数」といいます。）

は、かかる 1 事業年度あたりに取締役に付与されるポイントの総数の上限数に相当する株式数に信託期間の年数である 3 を乗じた数に相当する株式数（22,500 株）を上限とします。

(7) 本BIP信託による当社株式の取得方法

本BIP信託による当社株式の取得は、上記(6)の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(8) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法

受益者要件を満たす取締役は、累積ポイントの60%に相当する当社株式（単元未満株式については切捨）の交付を本BIP信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を本BIP信託から受けます。なお、受益者要件を満たす取締役が死亡した場合は、当該取締役の相続人が、累積ポイントの全てに相当する当社株式について、本信託内で換価処分した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

(9) 本BIP信託内の当社株式に関する議決権行使

本BIP信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本BIP信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本BIP信託内の当社株式に係る配当は、本BIP信託が受領し、本BIP信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) 本BIP信託の終了時の取扱い

業績目標の未達成等により、本 BIP 信託の終了時（上記(4)ウによる信託期間の延長を行った場合は延長された信託期間の終了時）に残余株式が生じる場合は、本 BIP 信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を予定しています。また、信託期間満了時に生じた本 BIP 信託内の当社株式に係る配当の残余は、本 BIP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本 BIP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                               |
| ② 信託の目的   | 取締役に対するインセンティブの付与                                       |
| ③ 委託者     | 当社  |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）         |
| ⑤ 受益者     | 取締役のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                    |
| ⑦ 信託契約日   | 2018年8月1日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間   | 2018年8月1日（予定）～2021年9月末日（予定）                             |
| ⑨ 制度開始日   | 2018年9月1日（予定）   |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しないものとします。  |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫ 信託金の金額  | 50百万円（予定）（信託報酬および信託費用を含みます。）                            |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2018年8月3日（予定）～2018年9月20日（予定）                            |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得  |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社  |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。 |

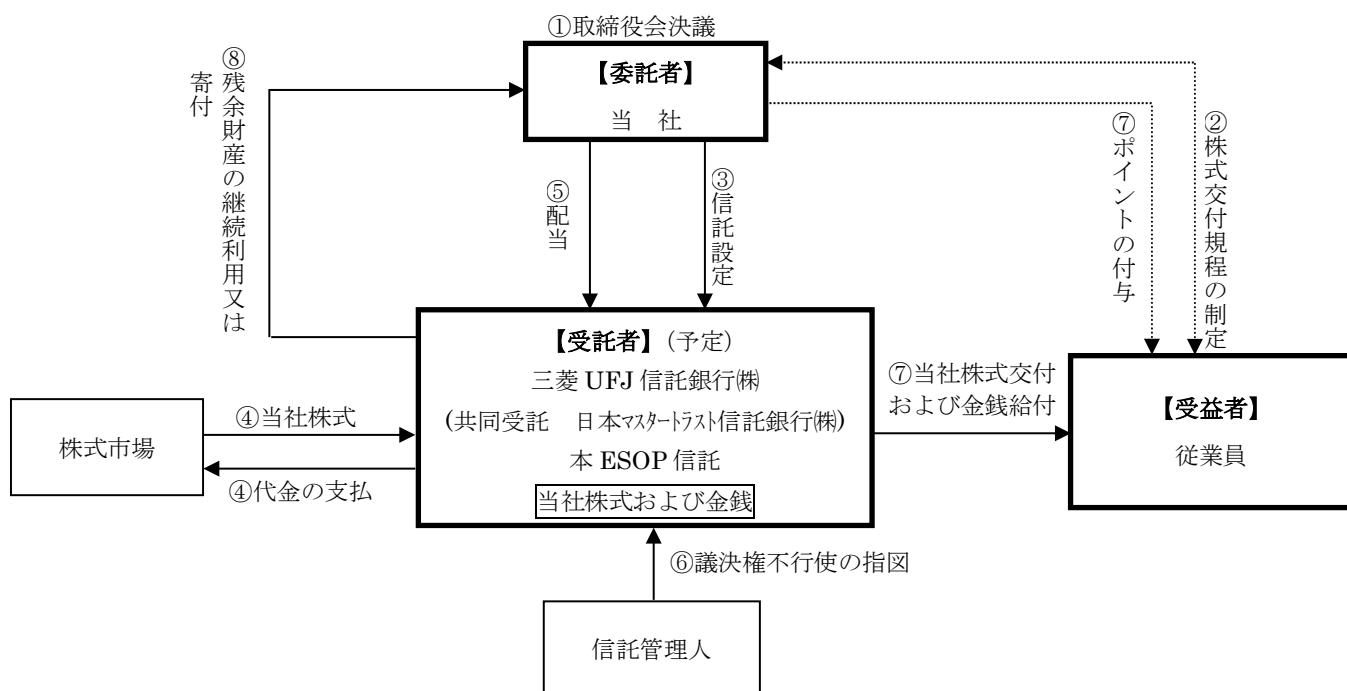
(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |          |  |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本BIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。       |

(別紙 2)

ESOP 信託の仕組み



- ① 当社は、ESOP信託の導入に関して取締役会の決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会においてESOP信託の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、受益者要件を充足する従業員を受益者とする信託（本ESOP信託）を設定します。
- ④ 本ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本ESOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位および業績目標の達成度等に応じて、従業員に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす従業員に対して、退職時に、当該ポイントに応じた株式数の当社株式について交付が行われます。（但し、単元未満株式については、信託契約の定めに従い、本ESOP信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。）
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式付与制度として本ESOP信託を継続利用することができます。なお、本ESOP信託を継続せず終了する場合は、残余株式を本ESOP信託内で換価し、換価処分金相当額の金銭については、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本ESOP信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本ESOP信託を継続せず終了する場合には、信託費用準備金（信託報酬・信託費用等に充当するために、当社が抛出した資金）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、受益者要件を充足する従業員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本ESOP信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本ESOP信託により当社株式を追加取得する可能性があります。



## ○ 本ESOP信託の概要

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより本ESOP信託を設定します。本ESOP信託は予め定める株式交付規程に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場から取得します。その後、本ESOP信託は、株式交付規程に従い、毎事業年度の役位および業績目標の達成度等に応じた当社株式等を、従業員の退職時に交付等を行うものです。本ESOP信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促す効果が期待できます。

(ご参考)

### 【信託契約の内容】

- |           |   |
|-----------|---|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                               |
| ② 信託の目的   | 従業員に対するインセンティブの付与                                       |
| ③ 委託者     | 当社  |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）         |
| ⑤ 受益者     | 従業員のうち受益者要件を満たす者  |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                    |
| ⑦ 信託契約日   | 2018年8月1日（予定）   |
| ⑧ 信託の期間   | 2018年8月1日（予定）～2021年9月末日（予定）                             |
| ⑨ 制度開始日   | 2018年9月1日（予定）   |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しないものとします。  |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式  |
| ⑫ 信託金の金額  | 100百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。）                             |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2018年8月3日（予定）～2018年9月20日（予定）                            |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得  |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社  |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

### 【信託・株式関連事務の内容】

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本ESOP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。        |

以上